

岡崎市一般競争入札の公告説明書（建設工事）

岡崎市が行う建設工事に係る一般競争入札の公告の詳細は、岡崎市一般競争入札実施要綱、岡崎市入札参加心得、岡崎市電子入札実施要領、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱（総合評価方式を採用する入札に限る。）及び関係法令に定めるもののほか、この公告説明書によるものとする。

1 入札参加資格について

この入札に参加できる者は、岡崎市競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる項目を全て満たしていなければならない。入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月24日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除処置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県税及び国税のうち、本市が指定するものが未納でない者であること。
- (5) 岡崎市税に滞納がない者であること。
- (6) 岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止処分又は入札参加制限処分を受けている期間にない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、再度、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、再度、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 該当する工事の公告の7から12までに定める入札参加資格を満たす者であること。なお、入札参加資格の詳細は、次のとおりとする。

ア 7の地区区分に示す用語は、次に定めるところによる。

- (ア) 市内：岡崎市内に建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者

(イ) 準市内：岡崎市内に建設業法上の主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）を、契約を締結する営業所として岡崎市競争入札参加資格者名簿に登載した者

(ウ) 市外：(ア)及び(イ)以外の者

イ 8に示す業種区分に係る入札参加資格の認定を開札日（総合評価方式による入札の場合は25参加申込期間の最終日）現在に受けていること。

ウ 9に示す評定値は、8に示す業種区分に係る評定値であり、市内の者は「岡崎市総合評定値」、それ以外の者は「経営事項審査の総合評定値」で、開札日現在に有効な値（市内の者は、当該年度の岡崎市総合評定値、それ以外の者は、開札日（総合評価方式による入札の場合は25参加申込期間の最終日）から遡って審査基準日が1年7月以内にある経営事項審査の総合評定値）であること。

エ 10に示す技術者は、建設業法上、8に示す業種区分の技術者になることが可能な資格を有する者で、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者であること。また、配置させる期間は、契約書を取り交わす日から完成届を提出する日までとし、26の書類に記載して提出すること（開札日（総合評価方式による入札の場合は25参加申込期間の最終日）現在、他の工事に従事している場合でも、配置予定技術者として申請することは可能であるが、本公告の工事又は他の工事が建設業法上技術者の専任が必要な場合で、契約書を取り交わす日の前日までにその工事の完成届が提出されないときは、落札者の資格を失うこととなる。）。

また、建設業法上技術者の専任が必要な工事以外においては、請負金額及び本数による制限又は工事成績不良による制限により新たな工事の落札者となることができない場合がある。

請負金額及び本数による制限については、一人の技術者の手持ち工事が次の条件を全て満たした場合、新たな工事の落札者となることができない。

(ア) 手持ち工事の請負金額の合計が4,000万円以上（建築一式工事のみの場合は8,000万円以上）になった場合

(イ) 手持ち工事が3本（建築一式工事のみの場合は2本）になった場合

なお、手持ち工事とは公共工事を対象とし、請負金額とは当初請負金額をいい、変更契約後の金額を含まない。また、随意契約は手

持ち工事の対象外とする。

工事成績不良による制限については、工事成績65点未満の工事を担当した主任技術者又は監理技術者は、「工事成績評定に係わる警告書」の通知日から1年間、建設業法上工事現場での技術者に専任が必要な工事以外であっても、複数の工事の主任技術者として兼務することができない。

技術者は、死亡、退職等の真にやむを得ない場合を除き工事の途中で交代することはできない。受注者の責めに帰すべき事由により、配置予定技術者として申請した者を配置できなくなった場合は、契約書を締結しない。また、その場合において既に契約書を締結している場合は、その契約を解除する（次の場合等は、技術者の変更を認める場合があるので、個別に相談すること。受注者の責めに帰さない理由による工事の中止又は工事内容の大幅な変更が発生して工期を延長した場合、橋りょう、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点、極めて大規模な工事で契約工期が多年に及ぶ場合）。

市内の者については、配置予定技術者の恒常的な雇用関係確認のため、契約課にあらかじめ提出された「技術職員名簿」に開札日の前日（総合評価方式による入札の場合は25参加申込期間の最終日）までに掲載されている技術者であることを審査する。また、準市内・市外の者は、配置予定技術者が入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることの証明について、別途、証明書等を請求する場合がある。

なお、下請契約の金額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となることが予定される場合に監理技術者の資格を有する者を配置させること、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる場合に工事現場ごとに専任の者であること等、建設業法の対応については、入札参加者が自らの確に行うこととする。

オ 11において、施工実績を求める場合、要求以上の施工実績を有していることが必要である。この施工実績は、公告中に特に説明がない場合、元請としての実績とし、下請としての施工経験は含まない。

条件中の「公共工事」の定義は、建設業法第27条の23第1項の「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」の範囲とする。具体的には、国、地方自治体、独立行政法人、公社又は事業団等を発注者とする工事をいう。ただし、建築一式工事の場合は請負金額

1,500万円未満、その他の工事の場合は請負金額500万円未満も対象とする。

また、共同企業体の実績で申請しようとするときは、その申請者の当該共同企業体における出資比率が20%以上であること。また、施工実績に係る請負金額を入札参加資格に求めている場合は、当該出資比率を乗じた額が求める条件以上であること。

なお、この11で求める施工実績は、入札参加する企業等の実績であり、この工事に配置を予定する技術者個人の実績である必要はない。

カ 12において、その他の入札参加条件を求める場合、その求める条件に合致した者であること。

なお、12に「施工実績特例制度」についての記述がある場合は、一部の条件を満たさない者も入札に参加することができるので、次の「2 施工実績特例制度について」を熟覧すること。

2 施工実績特例制度について（入札参加資格の12に「施工実績特例制度」についての記述がある場合のみ参照すること。）

(1) 入札参加資格の特例

この入札には、入札参加資格の11の施工実績を満たさない者も参加できるが、落札した場合、次号の制約を受ける。

上記を適用し、落札者になった者をこの説明書では「特例適用者」という。

(2) 特例適用者の付加条件

特例の適用中（工事を完成し引渡しをするまでの間）は、他の工事の入札で特例を受けることはできない（特例適用者は、他の工事の開札日の前日までに当該工事を完成させ引渡しをしていれば、特例を受けて落札候補者となることができる。）。

なお、特例を受けた場合であっても施工実績のある業種の入札が制限されることはない。

(3) その他

特例適用者であってもこの工事を完成し、引き渡した以降の入札においては、この工事の施工実績を使用して、特例を適用せずに入札に参加することができるようになる（ただし、工事成績が65点未満のときは、施工実績とはみなさない。）。

3 入札（契約）条件について

- (1) 13が「有」の場合は、岡崎市建設工事最低制限価格運用要領の規定により最低制限価格が設定されている。入札金額が税抜最低制限価格未満の場合、落札者となることができないので注意すること。ただし、入札金額が税抜最低制限価格と同額の場合は落札者となることができる。

また、最低制限価格の算出方法は定期的に変更されるため、最新の岡崎市建設工事最低制限価格運用要領を確認すること。

- (2) 14が「有」の場合は、低入札調査基準価格が設定されている。入札金額が税抜低入札調査基準価格未満の場合、落札決定に当たって、岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領第7条に基づく調査を実施する。低入札調査基準価格は、同要領の規定に従って定められているが、入札した価格の合理性や工事の完成に係る計画性等について調査するものであり、低入札調査基準価格未満の者を失格とする制度ではない。ただし、入札金額が同要領第2条第1項第5号に規定する額未満の者は失格となる。

また、低入札調査基準価格の算出方法は定期的に変更されるため、最新の岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領を確認すること。

- (3) 15が「免除」の場合は入札保証金を納付する必要はない（現在、岡崎市は全ての入札の入札保証金を免除している。）。
- (4) 16に示すように、契約金額が500万円（税込み）以上の場合は、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要となる。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する（契約保証金に関する詳細な規定は、「岡崎市工事請負契約保証事務取扱要領」を参照すること。）。
- (5) 17が「有」の場合は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用並びに再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があるため、関係書類を速やかに提出すること。
- (6) 18が「有」の場合は、前金払の対象となる。前金払の率等については、「岡崎市公共工事前金払処理要領」を参照すること。
- (7) 19に示す期日は、契約締結の期限である。市の承諾がある場合を除き、期間内に契約書を提出しない場合は、落札者の権利を失うことと

なる。この契約の締結には、16及び17の書類が必要となるが、特に、16の契約保証金の手続には、時間を要する場合があるので、注意すること。

- (8) 20が「有」の場合は、別を示す「分割工事における入札の取扱いについて（通知）」を熟覧すること。
- (9) 22の「その他」に示された条件がある場合、その内容を熟覧の上、入札に参加すること。なお、「この案件は、岡崎市公契約条例に係る労働環境確認措置対象である。」と示されている案件は、岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認措置対象となり、受注事業者及び50万円以上の一部受注をする下請事業者は、岡崎市に対し労働環境報告書を提出するなどの事務手続きが必要となる。詳しくは岡崎市ホームページ（市トップ>事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報>入札・契約の広場>各種情報>岡崎市公契約条例について）を確認すること。
- (10) 工事名に「（週休2日）」と記載のある案件は、岡崎市週休2日モデル工事の対象である。週休2日モデル工事については、岡崎市ホームページ（市トップ>事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報>入札・契約の広場>各種要領等>各種要領（資格審査・発注基準関係）>週休2日モデル工事）を確認すること。

4 入札の手続等について（総合評価方式による入札では、(5)から(11)までについて、参照する必要はないが、「5 総合評価方式の入札の手続等について」を必ず参照すること。）

- (1) この入札に係る手続は23に示す電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用するため、本入札に参加するには電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく特定認証事業者が発行した電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得しており、かつ、電子入札システムへICカードの利用者登録を行っていることが必要となる。

紙による参加資格の申請又は入札書の提出は、原則として認められない。ただし、岡崎市電子入札実施要領第11条に基づき、やむを得ないと認められる事由により承諾を得た場合はその限りでない。

- (2) 24の設計図書の入手方法については、電子入札システムの入札情報サービスから電子配信を行う。

設計図書を手に入せずに入札を行った場合、根拠のない入札金額を投じたものとみなし、失格とする。

- (3) この入札に参加を希望する者は、25の期間に26の書類を添えて電子入札システムで申請すること。ただし、26の書類の再度の提出（システムの操作ミス等により、書類が添付されなかった場合を含む。）は、25の期間内においては、32の連絡先に持参、FAX、E-mail等により提出することで、差し替えを行うことができる（25の期間終了後に到着したものは、一切の変更を認めない。）。持参以外の方法により提出を行った場合は必ず、32の連絡先に到着確認の電話を行うこと。

提出先E-mailアドレス：denshichotatsu@city.okazaki.lg.jp

- (4) この入札に関する設計図書に関して、質問がある場合は、質問書を32の連絡先へ27の期間内に提出すること（質問書は岡崎市ホームページ（市トップ>事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報>入札・契約の広場>各種様式>建設工事用の様式）の様式をダウンロードし、使用すること。）。提出方法は持参又はE-mailに限ることとし、E-mailにより提出を行った場合は必ず、32の連絡先に到着確認の電話を行うこと。なお、提出された質問に関する回答は入札開始日の前日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日）までに、電子入札システムの入札情報サービスにより公開するため、自社の質問の有無にかかわらず、入札書提出前には回答書の有無を必ず確認すること。ただし、設計図書以外の質問については、32の連絡先において、持参、E-mail又は電話で受け付けることとし、E-mailにより提出を行った場合は必ず、32の連絡先に到着確認の電話を行うこと。

提出先E-mailアドレス：denshichotatsu@city.okazaki.lg.jp

- (5) 28の参加資格通知期限日は、総合評価方式による入札以外の入札において、使用しない。
- (6) 入札に参加を希望する者は、29の入札期間に入札をすることができる。その際には、30に示す工事費内訳書の添付が必要である。添付された工事費内訳書の合計欄と入札金額が合致しない場合及び工事費内訳書の内訳金額と合計金額が合致していない場合は、落札者となることができない。また、工事費内訳書の再度の提出は認めない（工事費内訳書は岡崎市ホームページ（市トップ>事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報>入札・契約の広場>各種様式>建設工事用の様式）の様式をダウンロードし、使用すること。）。
- (7) (3)の申請を行った後に、この入札への参加を辞退する者は、29の入札期間中に電子入札システムで入札辞退届を提出すること。入札辞退届を提出しない辞退者に対し、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき

入札の参加を制限する。

- (8) 開札は、31の時間及び場所で行うが、必ずしも立ち会う必要はない（落札者の通知については、「6 落札者の決定について」を確認すること。）。
- (9) 入札回数は1回とする。
- (10) 開札の結果、最低価格提示者が2者以上あった場合、電子入札システムにより電子くじを行い、落札候補者を決定する。電子くじのくじ番号は、あらかじめ入札書に入力した3桁の番号となる。くじは、自動的に行われるので、入札者がくじを行う操作をすることはない。電子くじの結果は電子入札システムで入札者に通知する。
- (11) 開札により最低価格提示者となった者を落札候補者とし、入札参加資格の確認を行う。当該入札者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、資格の確認を行うものとする。
- (12) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札の中止等
天災地変があった場合又はシステム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合は、入札又は開札の執行を延期若しくは中止し、又は入札方法を変更することがある。
なお、これらの場合においても、入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とする。
- (14) 入札談合に関する情報があった場合等の措置
入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、岡崎市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、入札の中止、入札手続の変更又は落札若しくは落札候補者決定の取消し（既に契約に至っている場合は契約の解除）その他必要と認める措置を講じることがある。
- (15) 極端に低い価格の入札
予定価格の10%未満の額の入札は、桁違いによる錯誤とみなして無効とする。
- (16) 民間企業と兼業している職員の関連法人等については、岡崎市職員

の兼業先企業等に係る入札等制限要領第8条第1項に定められた必要書類を、同条第2項に定める提出期限までに提出しない場合、当該入札参加者の入札を無効とする。

5 総合評価方式の入札の手続等について（総合評価方式による入札以外の入札においては参照する必要がない。）

- (1) 28の参加資格通知期限日は、26に記載の書類を確認し、この入札に参加を希望する者の入札参加資格の有無を通知する期限日を表している。また、当該参加資格に関する審査は、25に記載の参加申込期間の終了後に開始する。
- (2) (1)で入札参加資格が認められた者は、29の入札期間に入札をすることができる。その際には、30に示す工事費内訳書の添付が必要である。添付された工事費内訳書の合計欄と入札金額が合致しない場合及び工事費内訳書の内訳金額と合計金額が合致していない場合は、落札者となることができない。また、工事費内訳書の再度の提出は認めない（工事費内訳書は岡崎市ホームページ（市トップ>事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報>入札・契約の広場>各種様式>建設工事用の様式）の様式をダウンロードし、使用すること。）。
- (3) 「4 入札の手続等」(3)の申請を行った後に、この入札への参加を辞退する者は、29の入札期間中に電子入札システムで入札辞退届を提出すること（前号で入札参加資格を認められた者に限る。）。入札辞退届を提出しない辞退者に対し、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき入札の参加を制限する。
- (4) 開札は、31の時間及び場所で行うが、必ずしも立ち会う必要はない（落札者の通知については、次章の「6 落札者の決定について」を確認すること。）。
- (5) 入札回数は1回とする。ただし、予定価格を事後公表とする場合であって落札者が無いときは再度の入札（1回のみ）を行う（再度の入札を行う場合、電子入札システムにより再度の入札の日時を通知するため、注意すること。）。
- (6) 前号ただし書の場合にあつて再度の入札を行う場合、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加できないものとする。
 - ア 直前の入札で岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領第2条第1項第5号に規定する額未満の価格の入札をした者
 - イ 直前の入札に参加しなかった者
 - ウ 直前の入札で契約の履行が不可能な価格の入札をした者

エ 入札参加資格の確認等により失格となった者

オ 直前の入札で岡崎市入札参加心得第6第2項の規定に該当する入札をした者（ただし、同第1項第6号及び第11号から第13号の規定に該当する入札をした者を除く）

- (7) (5)ただし書の場合にあって再度の入札を行う場合、(2)の規定にかかわらず、再度の入札時に工事費内訳書を添付する必要はない。
- (8) 開札の結果、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条により算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（以下「最高評価値取得者」という。）の工事費内訳書の確認を行う。また、最高評価値取得者が2者以上あった場合は最高評価取得者全ての工事費内訳書の確認を行う。当該入札者の入札が無効と認められたときは、評価値の次順位の者を最高評価値取得者とし、工事費内訳書の確認を行うものとする。添付された工事費内訳書の合計欄と入札金額が合致しない場合及び工事費内訳書の内訳金額と合計金額が合致していない場合は、落札者となることができない。
- (9) 最高評価値取得者が2者以上いる場合で、前号の工事費内訳書の確認の結果、いずれの入札も有効と認められた場合は、電子入札システムにより電子くじを行い、落札者を決定する。電子くじのくじ番号は、あらかじめ入札書に入力した3桁の番号となる。くじは、自動的に行われるので、入札者がくじを行う操作をすることはない。電子くじの結果は電子入札システムで入札者に通知する。
- (10) 再度の入札でも落札者が決定しない場合であって、再度の入札における最低入札価格と予定価格の乖離が概ね5%以内の場合は、不落随契に移行する。その場合は、不落随契に参加可能な入札参加者に対して、電子入札システムにより見積依頼通知書が通知される。通知書に記載の見積締切予定日時までに、電子入札システムで見積書又は辞退届の提出を行うこと。
- (11) 不落随契においては、(6)から(8)の規定を準用する。
- (12) 不落随契において、最高評価値取得者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定するものとする。くじの手順は以下のとおりとする。
- ア くじ対象者のくじ番号は、直前の入札の入札書に記載のくじ番号とする。
- イ くじ対象者の順序番号は、あいち電子調達共同システム（CALLS/EC）における業者統一番号の昇順で、0番から順に付与する。ただし、くじ対象者が特定共同企業体の場合は、代表構成員の業者

統一番号に基づき付与する。

ウ 順序番号の付与の後、次の算式により、その余りを算出する。

くじ対象者の各くじ番号の合計 ÷ くじ対象者の数

エ ウで算出した余りと、付与された順序番号が一致するくじ対象者を、落札者とする。

オ アからエの手順によりくじを実施できない場合は、当該入札に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。

6 落札者の決定について

- (1) 開札日に、電子入札システムにより落札候補者決定通知書（総合評価方式による入札の場合は、保留通知書）が入札者全員に通知される。ただし、予定価格を事後公表とした総合評価方式の入札において、再度の入札を行う場合は、再度の開札日に通知される。
- (2) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日に行い、電子入札システムにより落札者の名称及び落札金額が入札者全員に通知される。
- (3) 落札者の決定は、入札番号順に行う。落札決定前に入札参加資格を有しなくなった場合は、落札者となれない。
- (4) 落札者には契約手続の連絡を電子メールで通知する。詳しくは、岡崎市ホームページ（市トップ＞事業者の方へ＞入札・契約・公共工事に関する情報＞入札・契約の広場＞契約の手続＞契約手続に関する情報）を確認すること。

7 その他

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の操作方法に関する問合せは、次のヘルプデスクを利用すること。

ヘルプデスク 電話 0120-059-399（フリーダイヤル）